

都道府県推進計画について

I 計画策定における留意点(各施設の家庭的養護推進計画から)

1 社会的養護の現状

(平成26年6月1日)

| | |
|-------------------------|----------------|
| 社会的養護計 | 4,155名 |
| 家庭養護 (養育家庭・ファミリーホーム) | 434名 (10.5%) |
| 家庭的養護 (グループホーム) | 790名 (19.0%) |
| 施設養護 | 2,931名 (70.5%) |
| (乳児院) | 507名 (17.3%) |
| (児童養護 本体9名以上) | 814名 (27.8%) |
| (児童養護 本体8名以下) | 1,610名 (54.9%) |

○社会的養護
全体に占める
施設養護の割
合は70.5%

児童養護施設
本体の割合↓

33.6%

66.4%

○児童養護施設全体に占める8名以下ケア単位(GH含む)は、74.7%
※(790名+1,610名)/3,214名

2 家庭的養護推進に向けて取り組むうえでの条件・課題等について(各施設の計画から)

(1) 児童養護施設

- 養育(グループケア)単位1ヶ所当たりの配置職員数の設定
(小規模化施設が大変にならないよう)
- 4:1の実現及び職員数増に必要な職員の確保
- 児童が施設で生活する時間帯の児童指導員・保育士の複数配置
- 職員が長く働き続けることができる制度設計・人材育成

(2) 乳児院

- 養育単位の小規模化には職員数増が不可欠
- 1.3対1の実現及び職員数増に必要な職員の確保
- 乳幼児に対する基本的な養育能力に加え、被虐待児・病虚弱児・障害児等に緊急対応できる専門性の向上が必要

3 法人型ファミリーホームの開設について

(1) 開設計画

民間児童養護施設の半数以上(28施設)から開設の計画が提出されている。

法人型ファミリーホーム開設計画

●1ホーム 11施設(法人) ●2ホーム 17施設(法人)

(2) 開設に向けて必要な条件

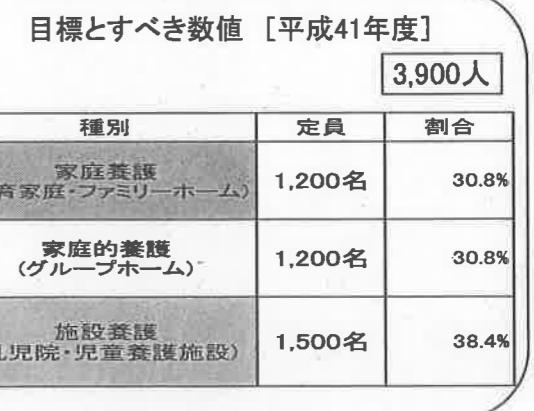
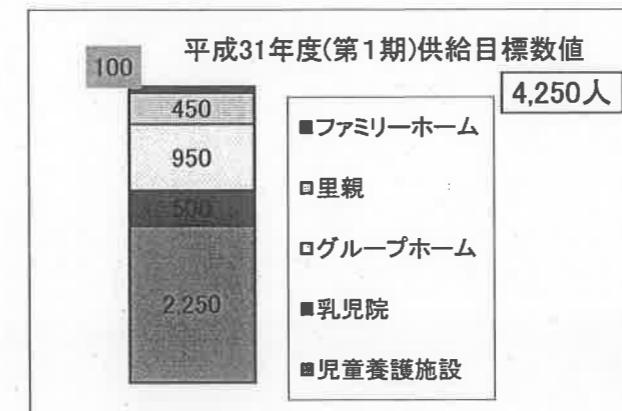
- 多くの施設(法人)の計画において、以下の条件が整備された場合に開設予定となっている。
- ファミリーホーム養育者として適切な人材の確保・育成
- 事務費の現員払い、人員配置(主たる養育者(常勤)1名十補助者2名等)、経営上の諸課題の解決

II 計画策定に当たって検討すべき事項等

1 課題

- (1) 都内各施設の小規模化は進んでいる。
(児童養護施設全体の約75%・一部の大規模施設以外、定員減の希望は少ない)
- (2) 小規模ユニット化推進を妨げる要因を排除することが必要である。
(人材確保・一人勤務・職員育成・職員の疲弊)
- (3) 家庭養護が増加しない場合には、他の施設養護等の受け皿が必要である。
(施設養護の現時点での計画的減少は将来的なリスク(受け皿不足)の可能性)
- (4) 職員間・関係機関との連携等により全ての施設職員の専門性をより高めること
が重要である。

2 推進計画供給量の目標設定について



都道府県推進計画の目標達成に向け取り組むべきこと

①家庭養護の推進

⇒ 確実な受け皿が確保される必要がある ⇒ 里親委託とファミリーホームの設置促進策

②小規模化の推進 ⇒ 職員の確保・育成・定着・専門性の向上は不可欠

③施設の機能強化

⇒ 専門機能、自立支援機能、里親・ファミリーホーム支援機能、地域子育て支援機能